

速度取締り指針

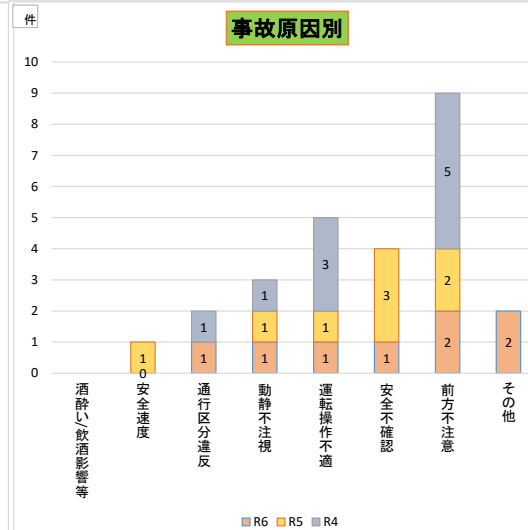
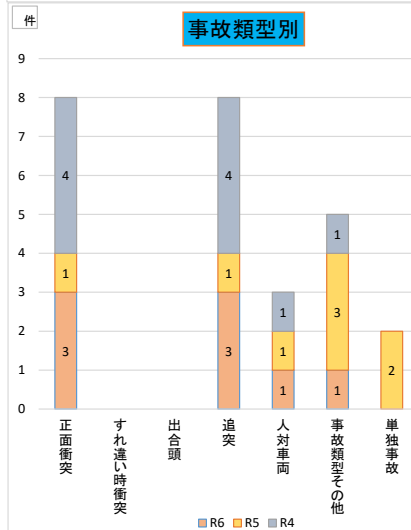
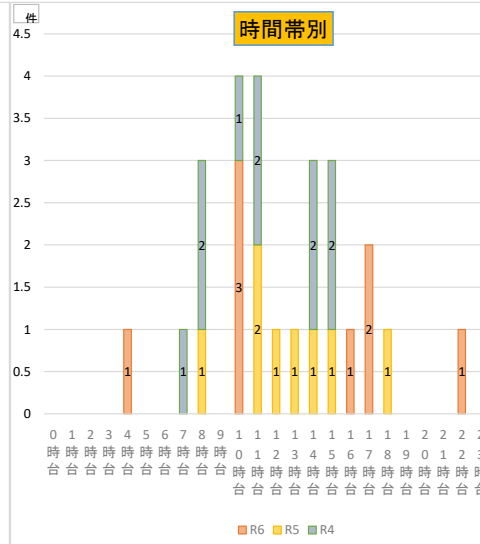
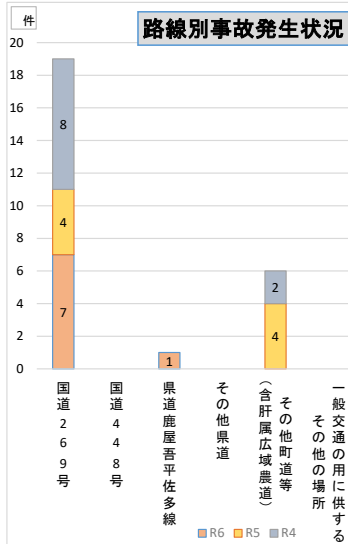
令和7年2月
錦江警察署

1 錦江警察署の速度取締り重点

重点路線	規制速度	重点取締り時間帯
国道269号	40km/h、50km/h	7:00～19:00
国道448号	40km/h、50km/h	
県道68号線鹿屋吾平佐多線	40km/h、50km/h	

※ 重点路線以外の場所や時間帯であっても取締りを実施します。

2 錦江警察署管内における交通事故実態(令和4年から令和6年末まで)



- 錦江署管内交通事故発生件数(令和6年中)人身事故8件、負傷者8人、死者1人
- 令和4年から令和6年までの交通事故を分析した結果
 - ① 交通事故の約7割が国道269号で発生
 - ② 発生時間は、午前7時から午後7時までの間に約9割の発生
 - ③ 正面衝突、追突、事故類型その他(右左折時など)による事故が多く発生
 - ④ 前方不注意や運転操作不適といったドライバーの緊張感欠如に起因する事故が多い

3 今後の取締り方針

- 速度超過は、危険回避時の制動距離が著しく延びるほか、衝突時の衝撃も大きくなることから交通事故防止、交通事故被害軽減のため、速度違反取締りを推進します。
- 速度違反取締り以外に、重大事故に発展する可能性のある信号無視や一時停止違反、横断歩行者妨害、運転手や同乗する子供の命を守るため、シートベルトやチャイルドシート取締りを強化します。
- 昨年10月に錦江町城元の国道269号上で歩行者横断中の死亡事故が発生しています。同所付近道路では、過去にも横断中の死亡事故が発生していますので同所付近での取締りを強化します。